

五霞町有料広告取扱規則

平成19年3月30日
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、五霞町(以下「町」という。)の保有する財産を有効に活用するとともに、町の自主財源を確保することを目的に、町が発行する印刷物その他の公共物を媒体とし、有料により広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報ごか
- (2) ホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が広告の掲載を認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、住民の福祉の増進を図るものであって、社会通念上住民の理解が得られるものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条の適用を受ける業種であるもの

- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 社会問題等についての主義主張等の意見広告であると認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告として町の広告媒体に掲載することが妥当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)からの広告掲載希望が同一の広告媒体について複数ある場合の掲載する広告の順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他掲載する広告として、妥当であると町長が認めるものの広告

(広告の掲載位置、件数及び掲載料等)

第5条 広告を掲載する位置、枠数、規格、掲載料金その他の取扱いに関し必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

2 広告媒体を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、この規則に定めるもののほか、前項に規定する広告媒体ごとの定めにより、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 町長は、広報ごか等により広告掲載希望者を募集するものとする。ただし、特定の事業者、団体等に対して個別に広告の掲載を依頼する場合は、この限りではない。

2 町長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないとき、又はそのおそれがあるときは、第4条各号に掲げるものに対し、広告掲載の案内をすることができる。
(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、五霞町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みの際は、町長は必要に応じて業務内容等が示された書類の提示を求めることができる。
(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに五霞町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、答申を受けた後掲載の可否を決定するものとする。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該結果を五霞町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は五霞町有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載の申込みをした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
(広告掲載料金の納付)

第9条 広告の掲載が決定した申請者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が追うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する指定の期日までに広告掲載料金を納付しなかったとき。

(2) 広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(3) 掲載する広告の発行が行政運営上支障があると町長が認めるとき。

(広告掲載料金の還付)

第12条 町長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料金を還付するものとする。

2 ホームページにおいては、第11条に該当すると認めるときは、広告掲載料金を還付するものとする。

3 既に納入された広告掲載料金を還付する場合は、利子を付さない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

五霞町有料広告掲載申込書

		年	月	日		
五霞町長様						
申請者		住所(事業所所在地)				
		氏名(事業所名) 印				
電話番号等		TEL	FAX			
		E-mail				
担当者		氏名	連絡先			
<p>五霞町有料広告取扱規則(平成19年五霞町規則第17号)第7条の規定により、掲載する広告原稿案を添えて次のとおり申込みいたします。</p> <p>なお、広告掲載に当たっては、同規則及びこれに基づく規程を遵守します。</p>						
広告媒体	<input type="checkbox"/> 広報ごか					
	<input type="checkbox"/> ホームページ (リンク先URL:)					
掲載希望期間	広報ごか	年	月号～	年	月号	
	ホームページ	年	月～	年	月	
	その他	年	月	日～	年	月
掲載希望枠	広報ごか	<input type="checkbox"/> 全枠 <input type="checkbox"/> 半枠				
	その他					

※この欄には記入しないでください。

課長	グループ リーダー	グループ

広告掲載審査委員会	
開催時期	年 月 日
結果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 非掲載

第 年 月 日 号

様

五 霞 町 長

印

五 霞 町 有 料 廣 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けでお申し込みいただきました、五霞町の有料広告掲載につきましては、下記のとおり掲載することを決定いたしましたので、五霞町有料広告取扱規則（平成19年五霞町規則第17号）第8条第3項の規定により通知します。

記

廣 告 媒 体	<input type="checkbox"/> 広報ごか <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> その他()		
掲 載 期 間	広 報 ご か	年 月 号～	年 月 号
	ホ ー ム ペ ー ジ	年 月 月～	年 月
	そ の 他	年 月 日～	年 月 日
作 成 部 数			
掲 載 枠	広 報 ご か	<input type="checkbox"/> 全枠 <input type="checkbox"/> 半枠	
	そ の 他		
廣 告 掲 載 料	円 年 月 日までに同封の納入通知書により、五霞町役場会計室窓口へお支払ください。		

様式第3号(第8条関係)

第 年 月 日
号

様

五 霞 町 長

印

五 霞 町 有 料 広 告 非 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けでお申し込みいただきました、五霞町の有料広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたので、五霞町有料広告取扱規則(平成19年五霞町規則第17号)第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申し込まれた広告の内容
- 2 掲載を非とした理由